

鳥取県屋外広告物安全点検指針

令和2年7月

鳥 取 県

(問い合わせ先)

鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電 話 0857-26-7130

ファクシミリ 0857-26-8113

e-mail sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

目 次

第1 はじめに	1
第2 安全点検義務について	2
(1) 点検義務者	
(2) 点検義務の対象・区分	
(3) 既存広告物の最初の点検期限	
第3 安全点検の実施について	4
(1) 安全点検結果記録票	
(2) 点検方法	
(3) 点検結果記録票の提出及び保管	
(4) 注意事項	
第4 屋外広告業者等の責務	5
(1) 所有者等への適切な情報提供	
(2) 安全性の確認	

様式第1号 屋外広告物安全点検（設置等完了時）結果記録票（表示・設置時の点検用）

様式第2号 屋外広告物安全点検（定期点検）結果記録票（劣化・損傷等の点検用）

様式第3号 屋外広告物安全点検結果一覧表

別紙「点検箇所・点検項目及び劣化等が起こりやすい箇所」

1 点検箇所・点検項目	1
2 劣化等が起こりやすい箇所	6

第1 はじめに

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物（以下「広告物」という。）が落下又は倒壊する事故が発生しており、看板などの広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

鳥取県では、こうした状況を踏まえ、広告物による公衆への危害を防止するため、鳥取県屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び鳥取県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正し、令和3年4月から広告物の所有者等に、設置時及び定期的に安全点検を実施することを義務付けました。

本指針は、広告物の所有者等が条例で義務付けられた安全点検を実施するため必要な事項を示し、円滑に適切な安全点検が実施されることを目的とするものです。

広告物の所有者等におかれましては、確実に適切な安全点検、安全管理をお願いします。

第2 安全点検義務について

(1) 点検義務者

広告物の所有者、占有者、設置者、表示者及び管理者は、広告物を設置した時及び定期的に安全点検を行う義務があります。

所有者又は占有者が、設置・表示や管理を屋外広告業者等に依頼して行う場合には、安全管理の責任の所在や点検の実施者を双方で確認し、契約等で明確にしておくことが必要です。

安全管理の重要性については、広告物の所有者向けに日常管理の留意事項や日常点検のチェックポイント等をとりまとめた「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」(屋外広告物適正化推進委員会作成)において説明されていますので参照してください。次の国土交通省ホームページに掲載されています。

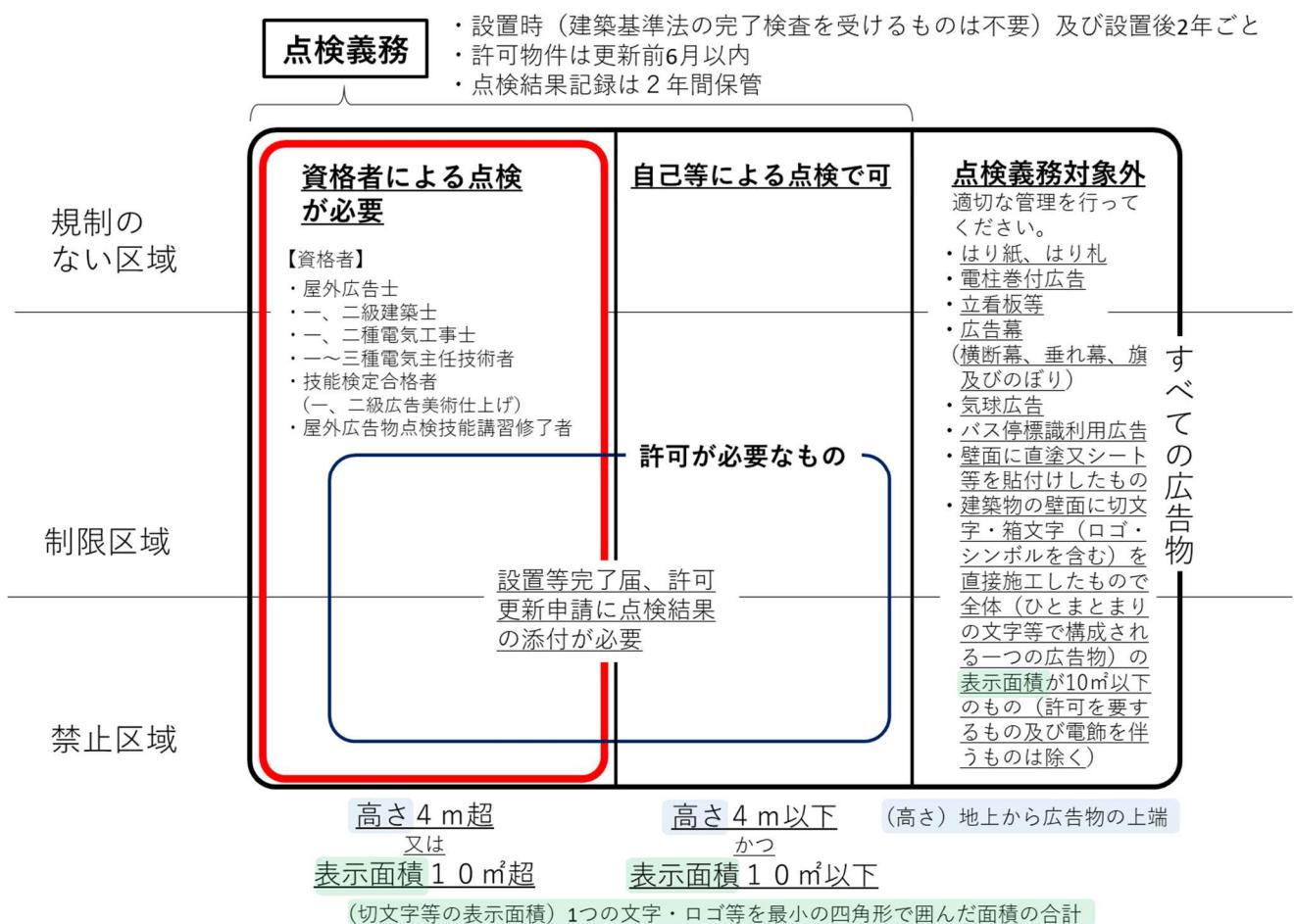
https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html



(2) 点検義務の対象・区分

原則すべての広告物について安全点検が必要ですが、他人に危害を与えるおそれ又は他の物件を損傷するおそれのないもの（はり紙・はり札、電柱巻付広告、立看板、広告幕等（下図参照））については、点検義務の対象外としています。（規則第5条の2第3項）

一方、一定規模以上の広告物（表示面積が10m²を超えるもの又は地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるもの）は、落下等が重大事故となるおそれがあるため、資格者による点検を義務付けています。（規則第5条の2第1項）



(3) 既存広告物の最初の点検期限

安全点検の義務化が施行される令和3年4月1日時点で既に設置されている広告物の最初の点検期限は次のとおりです。

ア 令和2年度中に許可を受けて設置したもの ・・・・・・・・・・・・令和4年3月31日まで

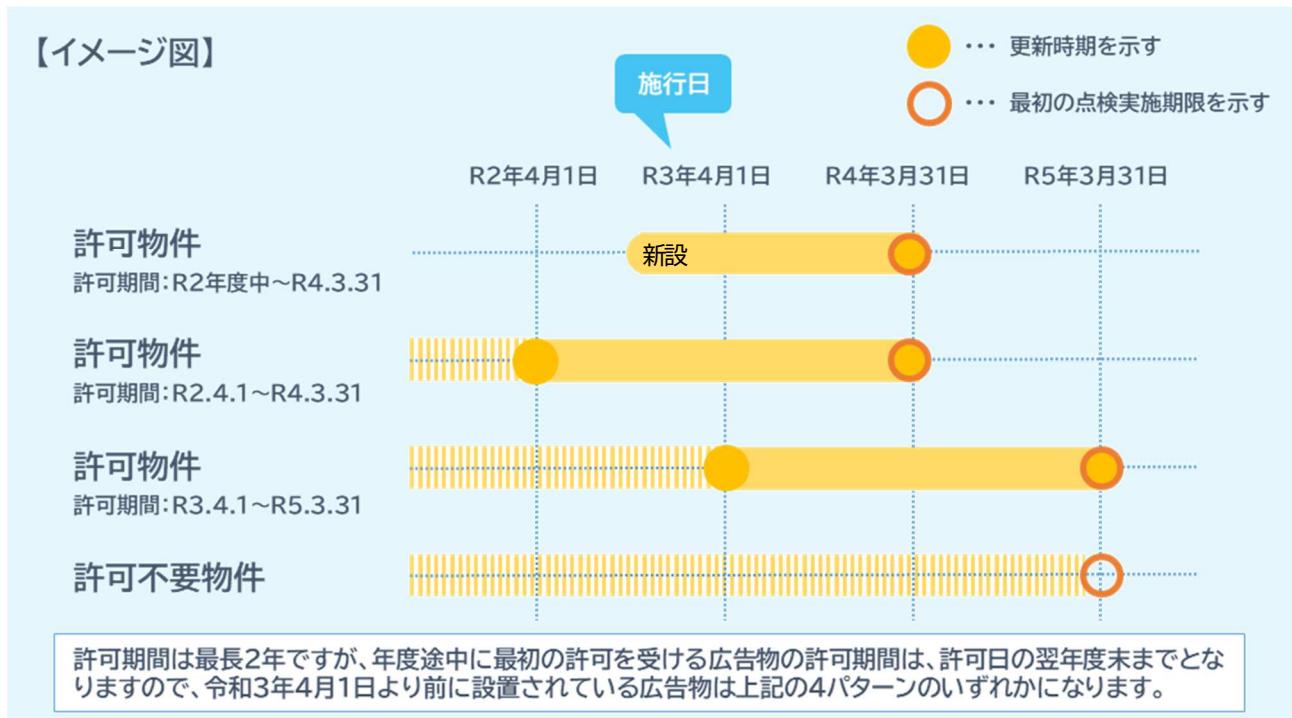
イ 令和元年度以前に許可を受けて設置したもの

① 令和2年4月1日に許可を更新するもの ・・・・・・・・・・・・令和4年3月31日まで

② 令和3年4月1日に許可を更新するもの ・・・・・・・・・・・・令和5年3月31日まで

ウ 許可が不要な物件で令和3年3月31日までに設置したものの ・・令和5年3月31日まで

【イメージ図】



第3 安全点検の実施について

安全点検は、以下により実施してください。

なお、資格者による点検が必要な場合及び自ら点検を行うことが困難な場合は、屋外広告業者等の専門業者に依頼して実施してください。

(1) 点検結果記録票

点検結果の記録は、様式第1号（設置時の点検）及び様式第2号（劣化・損傷等の点検）により行ってください。なお、複数物件を同一の者が点検を行う場合、点検者等の署名（又は記名押印）を様式第3号（一覧表）により一括して行うことができます。

(2) 点検の方法

- ア 点検は、点検結果記録票の点検箇所・点検項目に沿って実施してください。点検箇所・点検項目については、別紙「点検箇所・点検項目及び劣化等が起こりやすい箇所」を参考としてください。
- イ 点検結果記録票は、点検を開始した時から点検者が作成を始め、異常があった場合、それがあ
すべて補修され、点検者が安全を確認し、点検者と依頼者双方が署名又は記名押印することで、
作成が終わるものです。点検者は安全を確認したという責任を伴います。（所有者等が自ら点検を行なう場合は、依頼者の署名（又は記名押印）は不要です。）
- ウ 異常の有無の判断は、通常想定しうる環境下において、点検後2年経過するまでの間に、広告物が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜し、公衆に対し危害を及ぼすおそれがあるかどうかという観点で行ってください。

(3) 点検結果記録票の提出及び保管

- ア 点検及び点検結果記録票の作成は、許可の要・不要にかかわらず必要です。
- イ 点検結果記録票は2年間保管する必要があります。
- ウ 設置等完了届又は許可更新申請書には、点検結果記録票を添付して市町村に提出してください。
許可更新申請書に添付する点検結果記録票は6か月以内に点検を行ったものに限ります。
- エ 許可を要しないものは、点検結果記録票の提出は不要です。
- オ 点検結果記録票の作成後、次の事項を確認してください。

【記録票の確認事項】

- ・記載欄に漏れがないか
- ・全ての項目について、該当なし、異常無し又は補修済みとなっているか
- ・点検者、依頼者が署名（又は記名押印）しているか
- ・表示面積10m²超又は高さ（地上から広告物の上端まで）4m超の場合、資格者が点検しているか、また、資格者の資格を証する書面の写しを添付しているか
- ・全景及び点検箇所毎のカラー写真を添付しているか
- ・異常があった箇所の補修前後のカラー写真を添付しているか
- ・更新時点検にあっては、許可期間満了日前6月以内に実施しているか

(4) 注意事項等

- ア 異常を確認した場合には、ただちに周囲の安全を確保し、速やかに補修してください。許可物件である場合は、補修済みでなければ許可の更新はできません。
- イ 異常が判明し、補修に時間を要することにより、許可期間を経過してしまうことがないよう早めの点検を心がけてください。許可物件については、許可期間満了日の6か月前から実施可能です。
- ウ 異常のある状態が継続する場合は、市町村の指導や命令の対象となります。
- エ 点検を行わず、市町村の指導や命令にも従わない場合、50万円以下の罰金の対象となります。

第4 屋外広告業者等の責務

広告物の専門的な知識や技術を有する屋外広告業者等は、所有者等へ適切な情報提供を行い、所有者等の依頼によりこれに代わり広告物の安全性を確保する社会的責任を有しています。

(1) 所有者等への適切な情報提供

既存の広告物の所有者等である顧客に対し、安全点検の義務化について周知を行ってください。また、新たな広告物の設置等の相談、依頼があった場合等、機会を捉えて、本指針に示す内容をご説明ください。

(2) 安全性の確認

資格者による安全点検が必要な広告物の点検を所有者等から依頼された場合は「屋外広告物点検基準」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会等作成）に定める「標準点検」を行うことを基本とし、広告物の状態に応じて「詳細点検」を実施するなど、広告物の専門業者として、安全性の判断を適切に行ってください。

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ホームページ
<http://www.nikkoren.or.jp/katsudo/renkei.html>



(指針様式第1号)【表示・設置時の点検(条例7条の3第1項)用】

屋外広告物安全点検(設置等完了時)結果記録票

点検実施日				
表示(設置)場所				
表示(設置)年月日				
許可日・許可番号※1	種別・内容等※2			
表示面積・高さ※3	<input type="checkbox"/> 表示面積 10m ² 超 <input type="checkbox"/> 高さ(地上から広告物等の上端まで) 4m超 <input type="checkbox"/> 左記以外			
点検箇所	点検項目※4	異常の有無※5	補修	補修の概要
上基部基礎構部造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	済
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	済
	3 鉄骨の塗装の状態	有	無	済
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の変形、隙間	有	無	済
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)の緩み、欠落	有	無	済
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの状態	有	無	済
	2 溶接部、コーティング等の状態	有	無	済
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	済
広告板	1 表示面板・切り文字等の破損、変形、ビス等の欠落	有	無	済
	2 側板、表示面板押さえの破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	済
	3 広告板底部の水抜き孔等の設置状況	有	無	済
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	済
	2 照明装置の取付部の破損、変形、漏水	有	無	済
	3 周辺機器の設置状況	有	無	済
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の設置状況	有	無	済
	2 避雷針の設置状況	有	無	済
	3 その他点検した事項()	有	無	済

(複数物件を同一の者が点検する場合で、様式第3号の一覧表を使用する場合、以下の記載は不要です。)

点検及び補修の結果、当該広告物等が、鳥取県屋外広告物条例に定める安全基準を満たし、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであることを確認した。

年 月 日

(点検者) 所属等※

氏名

印

電話

※点検者の所属する会社等の名称及びその所在地又は個人の場合、住所を記載

(点検者の資格)※広告物等が表示面積10m²超又は高さ4m超の場合、該当する資格にチェックしてください。

- 屋外広告士 一・二級建築士 一・二種電気工事士 一～三種電気主任技術者
 技能検定合格者(一・二級広告美術仕上げ) 屋外広告物点検技能講習修了者

上記点検結果を確認した。

年 月 日

(依頼者) 氏名等※

印

電話

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名、個人の場合、住所氏名を記載

【点検要領】

- 1 点検は、広告物の表示又は掲出物件の設置後、速やかに実施してください。ただし、建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項に基づく完了検査を受けるものについては、本点検は不要です。
- 2 点検は、点検箇所・点検項目に沿って実施してください。点検箇所・点検項目の詳細は「鳥取県屋外広告物安全点検指針」（令和2年7月3日付第202000037148号鳥取県生活環境部長通知）を参照してください。指針はこちら→鳥取県HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/292522.htm>
- 3 外側から点検できない部分について、施工時の写真等により確認できる場合は、これによることも可とします。
- 4 表示面積10m²超又は高さ（地上から広告物等の上端まで）4m超の広告物等に係る点検は次のいずれかの資格を有する者に点検を依頼し実施してください。
(ア) 屋外広告士 (イ) 一・二級建築士 (ウ) 一・二種電気工事士 (エ) 一～三種電気主任技術者
(オ) 技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ） (カ) 屋外広告物点検技能講習修了者
- 5 点検の結果、異常がある場合は、周囲の安全を確保し、速やかに補修してください。許可物件である場合は、補修済みでなければ許可を取り消すこと等があります。異常の有無の判断は、当該箇所の経年変化・損傷等が想定しうる範囲で進行したとしても2年以内に広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜するおそれではなく、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであるかどうかで行ってください。

屋外広告物条例 第7条の3(広告物等の表示の方法等の基準) 別表(抜粋)

「1 広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜をする蓋然性の高いものでないこと。」

- 6 次の広告物については、本点検は不要ですが、適切に管理を行ってください。
(ア) はり紙・はり札等 (イ) 電柱巻付広告 (ウ) 立看板等 (エ) 広告幕 (オ) 気球広告
(カ) バス停留所標識を利用する広告板
(キ) 建築物の壁面等に直接、塗装又はシート等を貼付けすることにより表示したもの
(ク) 建築物の壁面に切文字・箱文字を直接、施工したもの
※ロゴ・シンボルを含み、全体の表示面積が10m²以下のもの。ただし、許可を要するもの及び電飾を伴うものは除く。

【作成等要領】

- 1 本票は、1つの広告物又は掲出物件ごとに作成してください。
- 2 本票は、点検日時点で点検者が作成を開始し、異常があった箇所すべての補修を確認した後、「点検者」欄に署名又は記名押印してください。（氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。）
- 3 点検を資格者に依頼して実施した場合は、点検結果を確認し「依頼者」欄に署名又は記名押印してください。（氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。）
- 4 本票には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 「点検者の資格」を証する書面の写し（広告物等が高さ4m超又は表示面積10m²超の場合のみ）
(複数の広告物等の点検を同一の点検者が実施した場合は、1部で可。)
 - (2) 広告物等の全景及び点検箇所ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真
 - (3) 点検の結果、異常があった場合は、当該異常のあった箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真
- 5 本票は、点検完了から2年間、保管してください。
- 6 鳥取県屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、表示又は設置の完了届に本票の写しを添付し、原本は、申請者等において保管してください。なお、建築基準法に基づく完了検査を受けるものについては、当該検査済証の写しを添付してください。

【記載要領】

- ※1 鳥取県屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、許可日・許可番号を記載してください。
- ※2 一つの許可に複数物件ある場合、物件を特定するための番号、符号、広告物の種別、表示内容等を適宜、記載してください。
- ※3 広告物等の高さ、表示面積について、該当するものにチェックしてください。
- ※4 広告物等の種類により該当する点検項目がない場合は、点検項目の欄に斜線を引く等、その旨明示してください。
- ※5 異常の有無について、該当する方を○で囲んでください。異常が「有」の場合、補修後、「済」を○で囲み、「補修の概要」を記載してください。

(指針様式第2号)【劣化・損傷等の点検(条例7条の3第2項)用】

屋外広告物安全点検(定期点検)結果記録票

点検実施日				
表示(設置)場所				
表示(設置)年月日				
許可日・許可番号※1		種別・内容等※2		
表示面積・高さ※3	<input type="checkbox"/> 表示面積 10m ² 超 <input type="checkbox"/> 高さ(地上から広告物等の上端まで)4m超 <input type="checkbox"/> 左記以外			
点検箇所	点検項目※4	異常の有無※5	補修	補修の概要
上基部基礎構部造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	済
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	済
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	済
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	済
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)の緩み、欠落	有	無	済
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	済
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	有	無	済
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	済
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	済
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	済
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	済
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	済
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	済
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	済
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の腐食、破損	有	無	済
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	済
	3 その他点検した事項()	有	無	済

(複数物件を同一の者が点検する場合で、様式第3号の一覧表を使用する場合、以下の記載は不要です。)

点検及び補修の結果、当該広告物等が、鳥取県屋外広告物条例に定める安全基準を満たし、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであることを確認した。

年 月 日

(点検者) 所属等※

氏名

印

電話

※点検者の所属する会社等の名称及びその所在地又は個人の場合、住所を記載

(点検者の資格)※広告物等が表示面積10m²超又は高さ4m超の場合、該当する資格にチェックしてください。

- 屋外広告士 一・二級建築士 一・二種電気工事士 一～三種電気主任技術者
 技能検定合格者(一・二級広告美術仕上げ) 屋外広告物点検技能講習修了者

上記点検結果を確認した。

年 月 日

(依頼者) 氏名等※

印

電話

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名、個人の場合、住所氏名を記載

【点検要領】

- 1 点検は、2年以内毎、また、許可物件の場合は許可の期限前6月以内に実施してください。
- 2 点検は、点検箇所・点検項目に沿って実施してください。点検箇所・点検項目の詳細は「鳥取県屋外広告物安全点検指針」(令和2年7月3日付第202000037148号鳥取県生活環境部長通知)を参照してください。指針はこちら→鳥取県HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/292522.htm>
- 3 表示面積10m²超又は高さ（地上から広告物等の上端まで）4m超の広告物等に係る点検は次のいずれかの資格を有する者に点検を依頼し実施してください。
(ア) 屋外広告士 (イ) 一・二級建築士 (ウ) 一・二種電気工事士 (エ) 一～三種電気主任技術者
(オ) 技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ） (カ) 屋外広告物点検技能講習修了者
- 4 点検の結果、異常がある場合は、周囲の安全を確保し、速やかに補修してください。許可物件である場合は、補修済みでなければ許可の更新はできません。異常の有無の判断は、当該箇所の経年変化・損傷等が想定しうる範囲で進行したとしても2年内に広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜するおそれではなく、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであるかどうかで行ってください。

屋外広告物条例 第7条の3(広告物等の表示の方法等の基準) 別表(抜粋)
「1 広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜をする蓋然性の高いものでないこと。」

- 5 次の広告物については、本点検は不要ですが、適切に管理を行ってください。
(ア) はり紙・はり札等 (イ) 電柱巻付広告 (ウ) 立看板等 (エ) 広告幕 (オ) 気球広告
(カ) バス停留所標識を利用する広告板
(キ) 建築物の壁面等に直接、塗装又はシート等を貼付けすることにより表示したもの
(ク) 建築物の壁面に切文字・箱文字を直接、施工したもの
※ロゴ・シンボルを含み、全体の表示面積が10m²以下のもの。ただし、許可を要するもの及び電飾を伴うものは除く。

【作成等要領】

- 1 本票は、1つの広告物又は掲出物件ごとに作成してください。
- 2 本票は、点検日時点で点検者が作成を開始し、異常があった箇所すべての補修を確認した後、「点検者」欄に署名又は記名押印してください。(氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。)
- 3 点検を資格者に依頼して実施した場合は、点検結果を確認し「依頼者」欄に署名又は記名押印してください。(氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。)
- 4 本票には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 「点検者の資格」を証する書面の写し（広告物等が高さ4m超又は表示面積10m²超の場合のみ）
(複数の広告物等の点検を同一の点検者が実施した場合は、1部で可。)
 - (2) 広告物等の全景及び点検箇所ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真
 - (3) 点検の結果、異常があった場合は、当該異常のあった箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真
- 5 本票は、点検から2年間保管してください。
- 6 鳥取県屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、許可の更新申請書に本票の写しを添付し、原本は、申請者等において保管してください。

【記載要領】

- ※1 鳥取県屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、許可日・許可番号を記載してください。
- ※2 一つの許可に複数物件ある場合、物件を特定するための番号、符号、広告物の種別、表示内容等を適宜、記載してください。
- ※3 広告物等の高さ、表示面積について、該当するものにチェックしてください。
- ※4 広告物等の種類により該当する点検項目がない場合は、点検項目の欄に斜線を引く等、その旨明示してください。
- ※5 異常の有無について、該当する方を○で囲んでください。異常が「有」の場合、補修後、「済」を○で囲み、「補修の概要」を記載してください。

屋外広告物安全点検結果一覧表

点検結果は物件ごとに、様式第1号（設置時点検）又は第2号（劣化・損傷等点検）の記録票に記録しますが、本書は、複数の物件を同一の点検者（依頼者も同一）が点検を行う場合に、それらを一覧とし、点検者及び依頼者の確認、署名又は記名押印を一括して行うためのものです。（氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。）

なお、本書に記載した「許可日許可番号」「種別・内容等」「表示（設置）年月日」「点検日」「表示（設置）場所」「表示面積10m²超」「高さ4m超」については、それぞれの点検票への記載は省略することができます。

「点検票整理番号」は各点検票の右肩に通し番号を記載し、当該番号を記載してください。

「種別・内容等」は、一つの許可で複数物件設置・表示している場合に、物件を特定するための番号、符号、広告物の種別、表示内容等を適宜、記載してください。

点検及び補修の結果、当該広告物等が、鳥取県屋外広告物条例に定める安全基準を満たし、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであることを確認した。

年 月 日

(点検者) 所属等※

氏 名 印

電 話

※点検者の所属する会社等の名称及びその所在地又は個人の場合、住所を記載

(点検者の資格) ※表示面積10m²超又は高さ4m超の広告物等がある場合、該当する資格にチェックしてください。

- 屋外広告士 一・二級建築士 一・二種電気工事士 一～三種電気主任技術者
 技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ） 屋外広告物点検技能講習修了者

上記点検結果を確認した。

年 月 日

(依頼者) 氏名等※

印

電 話

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名、個人の場合、住所氏名を記載

点検箇所・点検項目及び劣化等が起こりやすい箇所

1 点検箇所・点検項目

(1) 〈点検箇所〉 基礎部・上部構造

〈点検項目〉

- ・上部構造全体の傾斜、ぐらつき



上部構造全体が傾斜した状態



上部構造全体が傾斜した状態

- ・基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき



基礎にクラックが入った状態



根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態

- ・鉄骨のさび発生、塗装の老朽化



支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著な状態



支柱根元の腐食が進行した状態

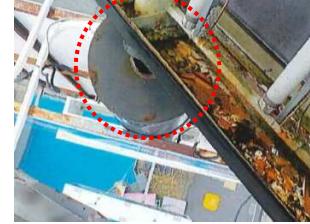
(2) <点検箇所> 支持部

<点検項目>

- ・鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間



鉄骨接合部（溶接部）が腐食している状態
(左図拡大)



鉄骨接合部（プレート）が破損している状態
(左図拡大)



- ・鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落



ボルトのゆるみや欠落した状態
(左図拡大)



(3) <点検箇所> 取付部

<点検項目>

- ・アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形



所定の場所にアンカーボルトがない状態



取付部プレートが腐食している状態

- ・溶接部の劣化、コーティングの劣化等



取付部の溶接部が劣化している状態



コーティングが劣化した状態

- ・取付対象部（柱・壁・スラブ）・
取付部周辺の異常



壁面にひびが生じた状態



壁面との間に隙間が生じた状態

(4) 〈点検箇所〉 広告板

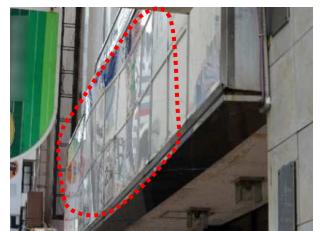
〈点検項目〉

- ・表示面板・切り文字（※）等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落

※ シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等。



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態



表示面板が変形（たわみ）した状態

- ・側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損



表示面板押さえのさびが進行した状態



（左図拡大）

- ・広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり



広告板底部の腐食が進行した状態



(左図拡大)



水抜き孔が詰まった状態



(左図拡大)

(5) 〈点検箇所〉 照明装置

〈点検項目〉

- ・照明装置の不点灯、不発光 (※)

※ 電球がつかない状態を不点灯、蛍光灯やネオンがつかない状態を不発光という。



ランプ球の一部が不点灯の状態



ネオンの一部が不発光の状態

- ・照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水



ソケットが垂れ下がった状態



ソケットが垂れ下がった状態

- ・周辺機器 (※) の劣化、破損

※ 分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等。



変圧器（トランス）のさびが進行した状態



配線が劣化し、ショートした状態

(6) <点検箇所> その他

<点検項目>

- ・付属部材（※）の腐食、破損

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、
その他付属品。



振れ止め棒が変形した状態 (左図拡大)



幕材を張る部材が破損した
状態 (左図拡大)

- ・避雷針の腐食・損傷

2 劣化等が起こりやすい箇所

突出看板、建植看板・アーチ看板、壁面看板の定義及び特性、劣化等が起こりやすい箇所を以下に示す。

(1) 突出看板

〈定義〉

- 「突出看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、壁面から突き出して取り付けられたものをいう（袖看板ともいう）。

〈特性〉

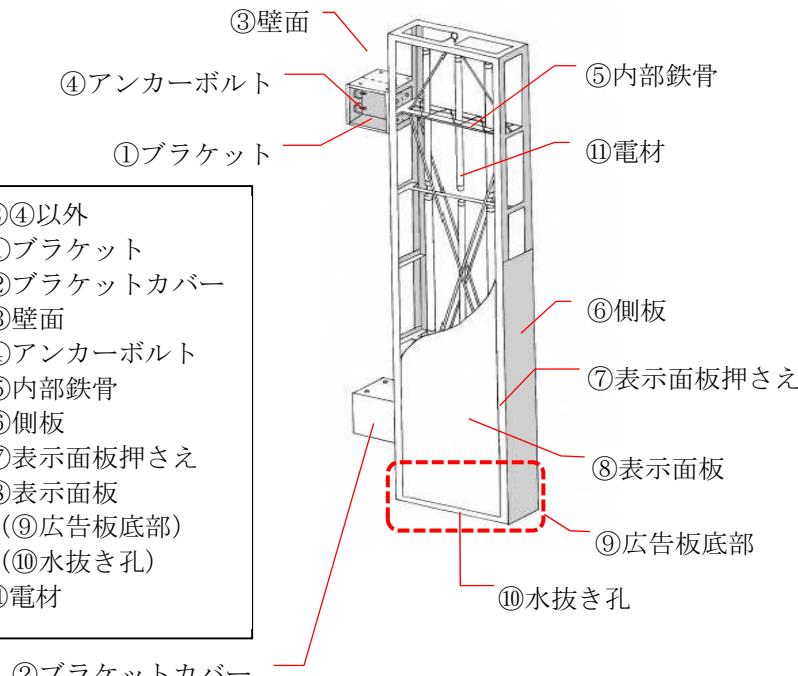
- 突出看板は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、広告板内部やブラケットカバーで覆われた支持部に結露水や浸入した水が滯水しやすく腐食しやすいため、常に風雨や直射日光等にさらされていることなどから、経年劣化しやすい。

■突出看板の例



■突出看板の各部の名称

上部構造 :	③④以外
支持部 :	①ブラケット ②ブラケットカバー
取付部 :	③壁面 ④アンカーボルト
広告板 :	⑤内部鉄骨 ⑥側板 ⑦表示面板押さえ ⑧表示面板 ⑨広告板底部 ⑩水抜き孔
照明装置 :	⑪電材



※ 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

(出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00 (平成 28 年 12 月、(公社) 日本サイン協会・(一社) 日本屋外広告業団体連合会) に加筆)

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

(支持部・取付部)

- ・ ブラケットの変形やアンカーボルトのゆるみ・脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケット、アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滯水や塗装の劣化等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になる。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなる。
- ・ 建物壁面の軸体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となる。
- ・ 防水のため充填されたコーキングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で支持部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

支持部

〈鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーにさびが進行した状態

■劣化等の状態



支持部が腐食した状態



支持部が腐食した状態

〈鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落〉



ボルトのゆるみや欠落した状態

取付部

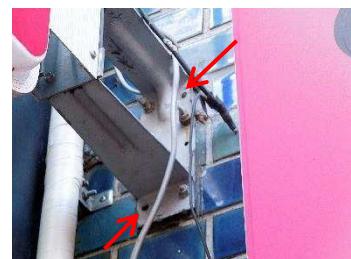
〈アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形〉



壁面に取付部の汚ダレが見られる状態



所定の場所にアンカーボルトがない状態

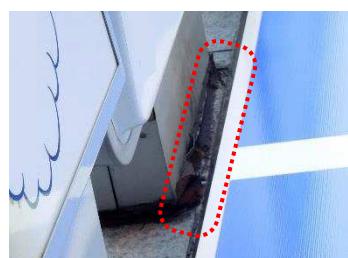


所定の場所にアンカーボルトがない状態

〈溶接部の劣化、コーティングの劣化等〉

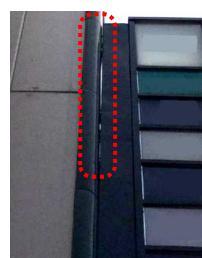


アンカーボルトのさびが進行し、ネジ山が欠損した状態



コーティングが劣化した状態

〈取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常〉



壁面との間に隙間が生じた状態

(広告板)

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滯水の要因となる。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。

- ・アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- ・アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

■劣化等の状態

広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が欠落した状態



表示面板が外れかかり、押された表示面板押さえが変形した状態



表示面の塗装が剥離、箱文字の落下も懸念される状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



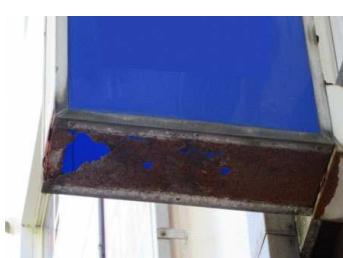
側板底面が腐食、破損、変形した状態



側板の腐食が進行した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面にさびが発生した状態



側板底面が破損した状態



表示面板押さえが変形した状態



側板底面が欠損した状態



ビスが欠落し、側板が外れかかった状態

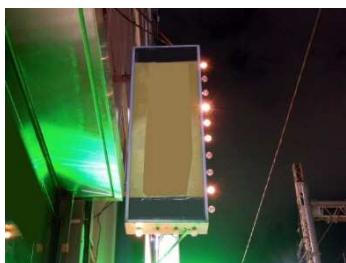
(照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

照明装置

〈照明装置の不点灯、不発光〉



ランプ球の一部が不点灯の状態

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



ソケットが垂れ下がった状態

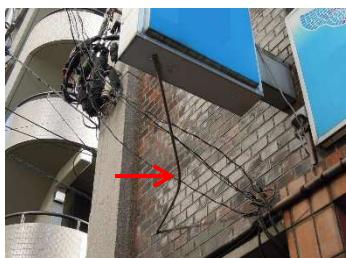
(付属部材)

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

付属部材

〈付属部材の腐食、破損〉



振れ止め棒が変形した状態

(2) 建植看板・アーチ看板

〈定義〉

- 「建植看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、地上に建てられたものをいう（野立看板、自立広告物、または形狀によりポール看板ともいう。ただし、「アーチ看板」を除く）。

- 「アーチ看板」とは、金属等の耐久性のある材料を使用して作成した状に建植された物件を利用は、建植看板に準ずる。

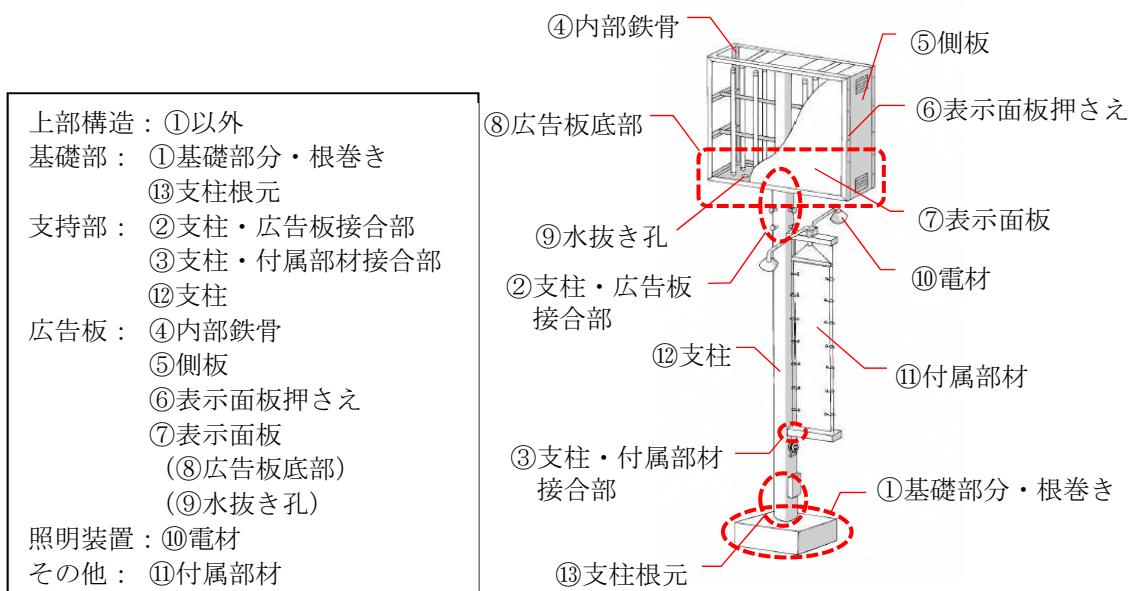
〈特性〉

- 建植看板は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、支柱内部に結露水や浸入した水が滯水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や融雪剤等により支柱根元の腐食が促進されること、風や振動で支柱根元や支柱・広告板接合部に金属疲労が生じることなどから、経年劣化しやすい。
 - アーチ看板は、特に、支柱内部に結露水や浸入した水が滯水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や融雪剤等により支柱根元の腐食が促進されることなどから、支柱根元が経年劣化しやすい。

■建植看板・アーチ看板の例



■建植看板・アーチ看板の各部の名称



※1 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

※2 アーチ看板は、建植看板を準用する。

(出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00（平成 28 年 12 月、（公社）日本サイン協会・（一社）日本屋外広告業団体連合会）に加筆）

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

(基礎部・上部構造)

- 支柱根元内部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、支柱根元付近からの転倒の要因となる。支柱根元外側の腐食は、犬の尿や融雪剤等によって促進されることがある。
- 支柱と基礎部分・根巻きに生じた隙間、支柱のぐらつきは、振動や雨水の滯水等の影響によって起こり、基礎コンクリートにひびや剥離が発生してコンクリート内部で腐食が進行し、支柱根元付近からの転倒の要因となる。

■劣化等の状態

基礎部・上部構造

〈上部構造全体の傾斜、ぐらつき〉



上部構造全体が傾斜した状態



根巻きと支柱との隙間があり、さ
びが進行した状態



基礎にクラックが入った状態

〈鉄骨のさび発生、塗装の老朽化〉



根巻きコンクリートが劣化し、欠
けた状態



支柱、ベースプレート、アンカー
共にさびが顕著な状態



支柱根元の腐食が進行した状態



支柱根元の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態

■劣化等の状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱にさびが発生した状態

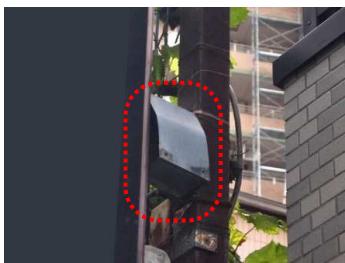
(支持部)

- ・ ブラケットや支柱・広告板接合部の腐食、ボルトの腐食・ゆるみ・脱落、溶接部の破断は、部材同士の隙間に浸入した水の滯水や塗装の劣化、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケットの変形は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になる。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなる。

■劣化等の状態

支持部

〈鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットカバーが外れかかった状態



支柱・広告板接合部の腐食が進行した状態



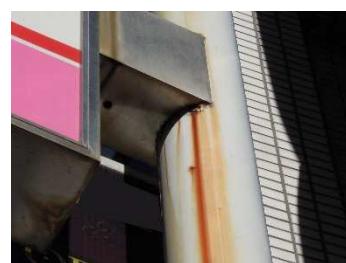
支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・ブラケット接合部が腐食した状態



支柱・ブラケット接合部に汚ダレが見られる状態

(広告板)

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滯水の要因となる。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。
- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

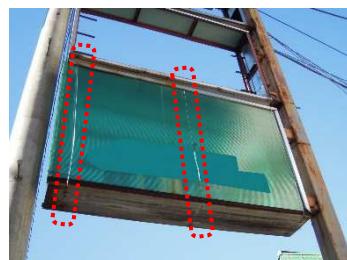
■劣化等の状態

広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面の継ぎ目からさびが垂れた
状態



外れかかった表示面板を針金で固
定した状態



シート材がはがれかかった状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板底面の腐食が進行した状態



側板の腐食が進行した状態



表示面板押さえのさびが進行した
状態

(照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

照明装置

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



蛍光灯のホルダーが破損した状態



変圧器（トランス）のさびが進行した状態

(付属部材)

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

付属部材

〈付属部材の腐食、破損〉



幕材を張る部材が破損した状態

(3) 壁面看板

〈定義〉

- 「壁面看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建物壁面に直接取り付けられたものをいう。

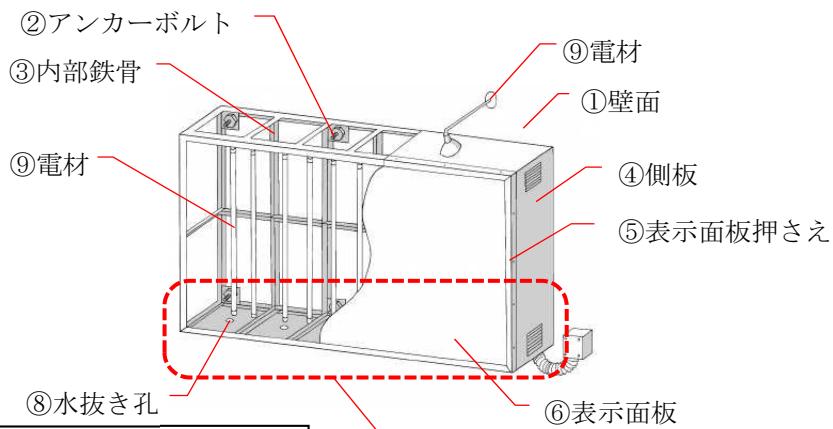
〈特性〉

- 壁面看板は、広告板で広範囲に覆われて取付部が外側から確認できないため、安全性の確認が難しい。

■壁面看板の例



■壁面看板の各部の名称



上部構造：①②以外

取付部：①壁面

②アンカーボルト

広告板：③内部鉄骨

④側板

⑤表示面板押さえ

⑥表示面板

(⑦広告板底部)

(⑧水抜き孔)

照明装置：⑨電材

※ 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

(出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00 (平成 28 年 12 月、(公社) 日本サイン協会・(一社) 日本屋外広告業団体連合会) に加筆)

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

(取付部)

- ・アンカーボルトのゆるみや脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滯水等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・建物壁面の軀体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となる。
- ・防水のため充填されたコーティングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で広告板内部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

取付部

〈アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形〉



取付部の腐食が進行、汚ダレが見
られる状態



金具が劣化した状態



金具が劣化した状態

〈溶接部の劣化、コーティングの 劣化等〉



広告板と壁面との隙間のコーティン
グが劣化した状態



壁面との間に隙間が生じた状態

〈取付対象部（柱・壁・スラブ）・ 取付部周辺の異常〉

(広告板)

- ・広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滯水の要因となる。
- ・側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- ・側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。
- ・アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- ・アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

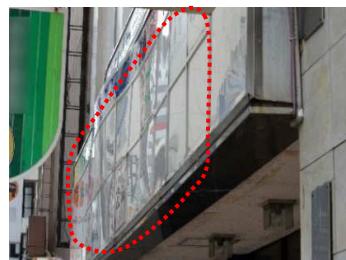
■劣化等の状態

広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が破損（ひび割れ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）し、継ぎ目に隙間が生じた状態



表示面板が外れかかり、継ぎ目に隙間が生じた状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板の腐食が進行した状態



側板底面の腐食が進行した状態



側板底面が破損した状態

(照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

照明装置

〈照明装置の不点灯、不発光〉



ランプ球が破損した状態

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



ソケットが垂れ下がった状態

〈周辺機器の劣化、破損〉



配線が劣化し、ショートした状態